

消費者及び食品関係事業者の皆様へ うずら卵などの食品は安全です

平成21年3月3日
愛 知 県

愛知県豊橋市の採卵用うずら飼養農場において、高病原性鳥インフルエンザウイルス（H7N6亜型＝弱毒タイプ）が確認されました。

このことについて、消費者及び食品関係事業者の皆様におかれましては、以下の点を御認識いただき、うずら卵などの食品の安全性について御理解をいただきますよう、お願い申し上げます。

- 1 うずら卵などの食品を介して鳥インフルエンザウイルスが人に感染した事例は、世界的に報告されていません。
- 2 現在、発生農場のうずらの処分や、周辺で飼育されている家きんや卵の移動制限を行っていますが、これは、他の家きんへの感染を防ぐための措置です。
- 3 鳥インフルエンザウイルスは、酸に弱く、胃酸で不活化するとされていることなどから、万が一、ウイルスがついた食品を人が食べたとしても、感染することは考えられません。

【問い合わせ先】

- ・鳥インフルエンザの防疫対策についての相談窓口」
愛知県庁農林水産部畜産課 電話番号 :052- 954 - 6425
- ・食品の安全性についての相談窓口」
愛知県庁健康福祉部健康担当局生活衛生課 電話番号 :052- 954 - 6297
- ・ヒトへの感染等についての相談窓口」
愛知県庁健康福祉部健康担当局健康対策課 電話番号 :052- 954 - 6272
上記相談窓口の受付時間 午前8時45分から午後5時30分まで
詳細については、食品安全委員会ホームページ「鳥インフルエンザのQ&A」
(http://www.fsc.go.jp/sonota/tori/tori_influenzaqa.html)を御覧ください。